

泗水中学校仮設校舎賃貸借業務仕様書

委託番号：令2学教使第2号

委託名：令和2年度～令和4年度泗水中学校仮設校舎賃貸借業務

履行場所：菊池市 泗水町豊水 地内

本仕様書は、泗水中学校仮設校舎賃貸借業務に必要な事項を定めたものである。この仕様書及び契約約款に規定のない事項については、受託者と委託者と協議の上決定するものとする。

1. 契約期間 契約日の翌日～令和4年12月28日

(1) 設置期間 契約日翌日～令和2年10月31日

(2) 貸借期間 令和2年11月1日～令和4年10月31日

(1期：12ヶ月、2期：12か月)

(3) 撤去期間 令和4年11月1日～令和4年12月28日

2. 業務内容

各種手続き申請業務、仮設校舎設置・撤去、設置完了後から契約期間満了までの賃貸借

3. 建物仕様

プレハブ2階建て、延床面積1,890㎡程度とし、建物寸法等はメーカー仕様による。諸室の種類・数・面積等は参考図面を原則とする。

各室内には黒板、掲示板、生徒用ロッカー、空調設備及び手洗い等を備えるものとする。

廊下等の共通部分への手洗い・トイレの器具設置数は参考図面の同等以上とする。賃貸借期間中に1期から2期へ仕様の変更を行うこととし、実施時期は事前に協議を行うこと。

4. 申請手続

建物設置に伴う諸手続き(建築確認申請、消防関係手続等)はすべて受注者が行い、手数料等が発生する場合は受注者負担で賃借料に含めること。

なお建築確認申請については、同一敷地で別工事の建築確認申請が先行して行われていることから、計画変更の手続きとする。

(参考) 別工事の確認申請提出先：ERI 福岡支店

5. 支払条件

支払いは賃貸借期間及び撤去期間に 26 か月間分割均等月払い（契約金額の 26 分の 1 とし、円未満は支払い最終月に加算）とする。ただし、撤去期間にかかる月分は賃貸物件の撤去等業務の完了後の請求に基づき支払うものとする。

6. 解体撤去

解体後は現状復旧すること。（整地含む）

7. 賃貸借料金

契約希望金額は、「設置費、解体費、手続等の諸経費、及び賃貸借料金」の総額とする。入札書の記載にあたっては、入札書に記載された金額に、当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（当該額に 1 円未満の端数があるときには、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額となるので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

8. 保険

本業務で設置する施設及び備品についての火災保険については、本契約に含まれるものとする。

9. 貸与資料

次の資料は必要な範囲内で貸与できるものとする。

地質調査資料、既設校舎図面、長寿命化改良工事図面

10. その他

○本業務期間に同敷地内で関連工事を予定しているため、本業務の着手前に施工期間や方法等については十分協議すること。

関連工事の進捗に合わせて賃貸借期間に改修を予定しているため、事業全体の進捗の把握に努め、十分に事前協議を行い、改修工事の計画を行うこと

○菊池市で発注する工事は、菊池市の予算で行うことを考慮し、工事資材の発注等については、できるだけ菊池市内での調達に努めること。また、常勤・臨時職員に限らず、菊池市内からの雇用に努めること。

○暴力団等又は暴力団等関係者から不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けたときは、次に掲げる事項を遵守してください。なお、遵守してい

ないことが判明した場合は、指名停止等の措置を行います。①不当介入を受けた場合は、毅然としてこれを拒否し、不当介入があった時点で速やかに警察に通報するとともに捜査上必要な協力を行ってください。②警察に通報等を行った内容について書面により速やかに発注者に報告をしてください。また、不当介入を受けたことにより、工程に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と協議をしてください。